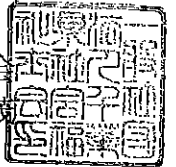


千社士第 30-336 号

2018 年 8 月 6 日

公益社団法人日本社会福祉士会
会 長 西 嶋 善 久 様

一般社団法人千葉県社会福祉士会
会 長 渋 沢 茂



公益社団法人日本社会福祉士会の会費について（要望）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃、本会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日貴会から年会費の納入についてのお知らせがありましたが、そのことについて当会の考えを申し上げます。

今年度から貴会に委託していた会員の登録管理を、各都道府県社会福祉士会が行うことになりました。これに従い、当会でも相応の体制整備を行い、業務量の増加に対し事務職員を増員し対応することにいたしました。その結果、事務経費が増額している状況となっています。一方、貴会では会員管理業務がなくなった分、業務や事務経費は減少されていると思われます。

今回の会費請求は、この点についての配慮がないまま、従来とおりに行われており、当会ではそのことについて違和感があります。そして、貴会から何らかの手立てが為されてしかるべきではないかと考えます。

つきましては、貴会にお支払いしている会費を 3,000 円減額していただき、その分を事務職員増員に要する費用に充てさせて頂ければと思っております。

組織運営規則第 1 号「公益社団法人日本社会福祉士会の会費に関する規則」第 2 条に定められた年会費を 2,000 円に減額することを求めます。

ご多忙のところ、誠に恐縮ではありますが、ご検討を頂きますようお願い申し上げます。

なお、ご検討の経過および結果は、文書にてご回答頂きますよう併せてお願いいたします。

<お問い合わせ・連絡先>

〒260-0026

千葉市中央区千葉港 7 番 1 号塚本千葉五ビル 3 階

(一社) 千葉県社会福祉士会事務局

TEL 043-238-2866

FAX 043-238-2867

E-mail office@cswhiba.com

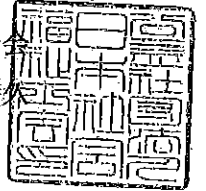
2018 年 8 月 29 日

一般社団法人千葉県社会福祉士会

会長 渋沢 茂 様

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善 氏



公益社団法人日本社会福祉士会の会費について (回答)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろから本会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴会がらいただいた 8 月 6 日付文書「公益社団法人日本社会福祉士会の会費について (要望)」(千社士第 30-336 号) について回答します。

貴会としては、本会と委託契約をしていた会員管理事務及び会費徴収事務を解除することに伴い、貴会の業務が増える一方で本会の業務が減ることや何らかの手立てが必要であること等から、会費の減額を求めるとの要望を受けました。

この件について、8 月 18 日に開催した本会理事会で協議を行い、下記の理由から当要望に応えるのは難しいとの結果となりましたのでご報告いたします。

記

(1) 事務委託契約解除は第二期中期計画に則って実施しています

- ・2012 年度に連合体組織へ移行したことに伴い、会員管理事務や会費徴収事務は原則、県土会で実施することになりましたが、急激な事務移行は現実的ではないことから、本会と都道府県社会福祉士会で事務委託契約を締結し、本会の第二期中期計画(2014 年度～2018 年度)で 5 年間をかけて事務を移行することとしました。

(2) 事務委託契約解除によって委託費が不要となります

- ・事務委託契約(会員管理・会費徴収・綱紀事務)は、連合体組織移行時の経過的対応として、新入会員数×5,000 円を委託費として本会と都道府県社会福祉士会が締結したものです。この委託費が事務委託業務に伴う対価となります。
- ・都道府県社会福祉士会が事務(会員管理・会費徴収・綱紀事務)を行うということとは、この委託契約を解除することになりますので、事務委託契約解除により委託費が不要となりますが、会費の減額は想定をしておりません。

(3) 本会の事務負担について

- ・本会は全国の会員管理事務を 2 人体制で実施しており、委託費相当で業務を行っています。また、委託契約解除後も都道府県社会福祉士会間の移動管理など全国にまたがる調整事項は継続的に行ってまいります。

以上